

入間市駅北口のまちづくり

第48号 令和4年12月発行
[編集：発行]
入間市駅北口まちづくり研究会
入間市役所 区画整理課

師走の候 皆様にはますます御健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素は、入間市駅北口土地区画整理事業に対し御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

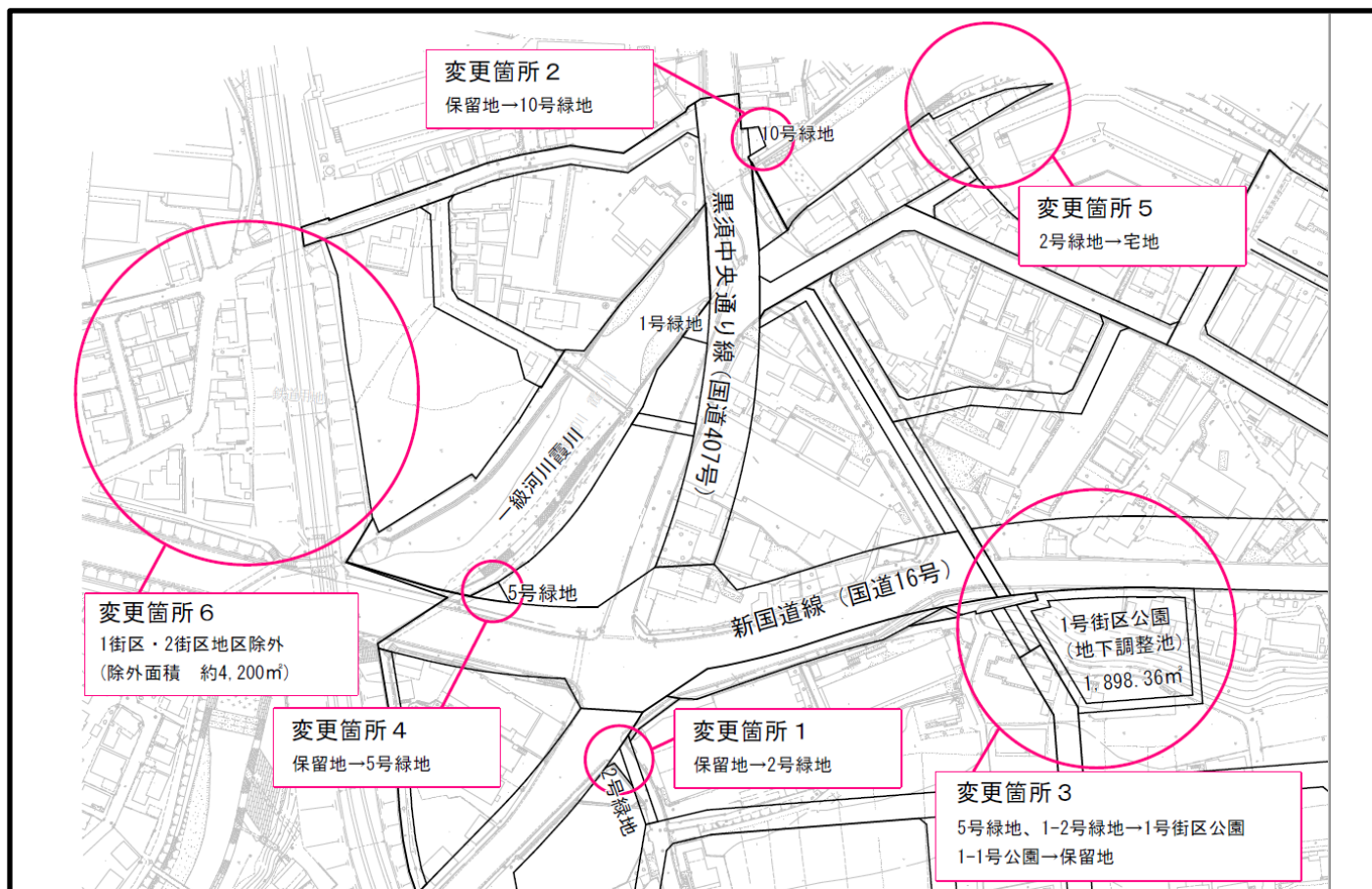
霞橋架け替え工事や北口中央通り線の整備について、予定通りの工期で進捗しておりますが、今後も多くの工事が控えております。早期の事業完了に向けて全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事業計画の変更を行いました

入間市駅北口土地区画整理事業は、令和4年10月12日付けで事業計画変更の決定公告がなされました。新しい事業計画書は、区画整理課窓口でご覧いただけます。

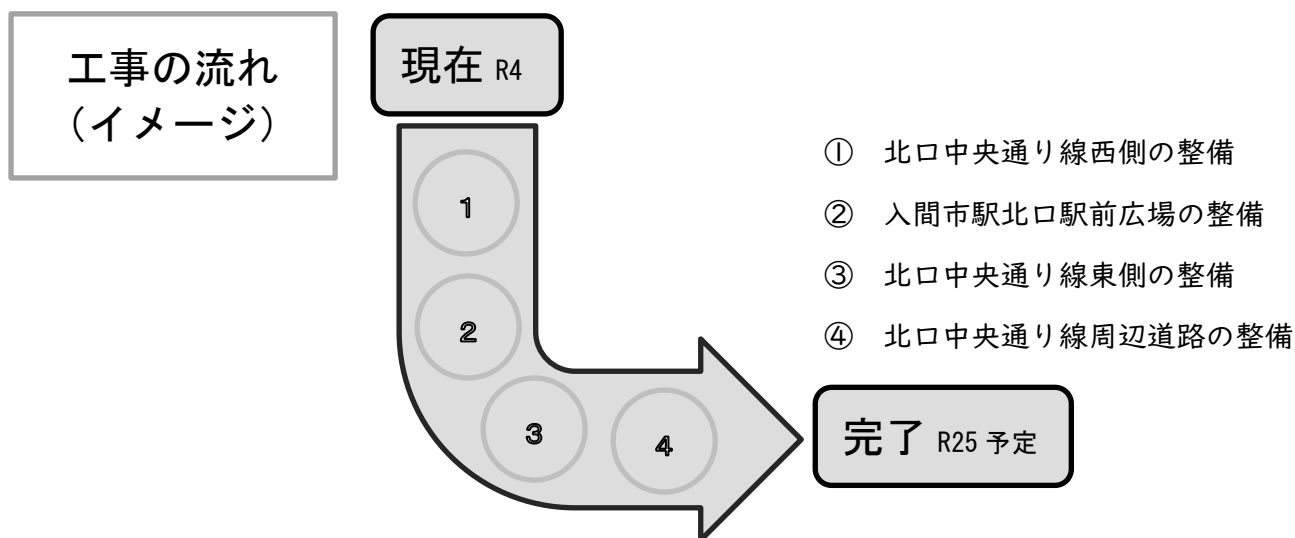
主な変更内容

- ・ 事業施行期間が、令和25年3月31日までに延長
- ・ 区域変更、公園等の位置変更
- ・ 資金計画 など



区画整理事業計画（今後の工事の流れ）

令和４年現在、北口中央通り線の西側の早期開通・入間市駅北口駅前広場の整備を第一目標として事業を進めております。駅前広場の完成は、およそ５～６年後となる予定です。駅前広場が開通し次第、駅前広場と馬頭坂線をつなぐため、北口中央通り線の東側の整備を行います。北口中央通り線が東西に開通した後に、北口中央通り線の周辺道路整備を行っていきます。当事業の完了は約２０年後となる見込みです。



個別訪問による事業説明について

今後、建物移転や従前地の明け渡しをお願いさせていただく地権者に対して、令和４年度に引き続き、担当職員による個別訪問での事業説明を実施していきます。各戸への訪問時期につきましては、事前に日程調整の連絡をいたします。通年での説明を順次行っていくため、説明時期が来年度以降になる場合も想定されますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



建物の建築等を行う場合（区画整理法第７６条許可）

土地区画整理事業の施行地区内において、建物の建築等を行う場合は、区画整理法第７６条による許可が必要です。ご計画に際しては、事前に区画整理課にご相談ください。

【対象となる行為】

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 移動の容易でない物件の設置又はたい積
- ・ 盛土、切土、土の入替え、埋め立て等による土地の形質の変更



北口区画整理地区、これからの工事

※一部紹介

① 霞橋架け替え工事

飯能県土整備事務所が発注をして施工を行っている霞橋架け替え工事は、令和4年度中に上部工（橋の渡る部分）の築造が完成する予定です。



② 黒須中央通り線の整備

霞橋架け替え工事の完了後に街路築造工事を予定しています。施工中は新たに設置する迂回路を利用していただき、通行をお願いする場合があります。



③ 北口中央通り線の整備

区画整理事業地内を東西に結ぶ、北口中央通り線の一部の工事が、令和4年度より国道463号側から施工を始めています。

③

国道16号

④



④ 調整池の整備

区画整理事業地内に降った雨水を霞川に放流する前に、一時的に貯留をするための調整池の工事が始まります。規模が大きい工事になるため、完成は令和6年度になる予定です。

問い合わせ先：入間市役所 都市整備部 区画整理課 入間市駅北口担当 電話04-2964-1111(代表) 内線3344～3346

※電話は自動音声案内による内線番号を聞かれますので、希望される担当宛の内線番号を入力するかオペレーターにお問い合わせください。